

第一部 第4-5回『総括所見』と愛着理論を踏まえて

木附 千晶³

子どもの権利条約の存在理由および制定目的

子どもの権利条約は、子どもの尊厳、成長および発達を保障するため、1989年11月10日に国連総会で採択された。同条約の制定目的および存在理由の中核は、子どもの固有の生命に対する権利を保障した上で（6条参照）、次の4つ権利（利益）を保障することにある（福田 2014）。

- (1) 尊厳の保障：子どもを固有の尊厳をもった一人の人間主体として認めること（前文、その具体化としての条約12条の意見表明権）
- (2) 成長する権利：子どもが今を幸せに生きること（前文は成長・福祉、6条は生存と表現している）
- (3) 発達する権利：子どもが「人格の完全なかつ調和のとれた」人へと発達すること（前文、6・29条）
- (4) 愛される権利：これらを実現するためには、「幸福、愛情および理解のある環境」が保障されなければならないこと（前文、一般的な注釈第7号29、愛される権利の具体的な保障としての12条の意見表明権）

誤解を怖れずに端的に言うと、子どもの権利の本質は、子どもが成長のプロセスで出会う父母や教員など身近なおとなに愛されることによって（上掲4）、一人の人間として尊重され（上掲1）、自らの成長と発達を実現する（上掲3と4）権利だと言うことになる。子どもの権利条約は、前文で愛される権利、尊厳と成長と発達を実現する権利を宣言し、これら4つの権利こそ子どものもっとも中核的な権利、“子どもの基本権（= Child's fundamental rights）”としているのである。そして条約の規定するその他のさまざまな権利（親の権利を含む）、原理や原則（例えば「最善の利益」・「保護」）および国・おとの責務等は、すべて“子どもの基本権”を具体的に保障するために制定されたものであり、それらはすべて“子どもの基本権”を実現するためのものとして解釈されるべきである（子どもの権利条約日本 2017）。

子どもの権利条約に基づく政府報告審査と「総括所見」

日本は1994年に158番目の国として子どもの権利条約を批准した。未批准の国はアメリカ合衆国を残すのみとなり（2019年2月現在）、すべての国連加盟国による完全批准の達成という国連始まって以来の快挙を達成する勢いで世界中の支持を得ている。

同条約は、批准国に対して「条約において認められる権利の実現のためにとった措置およびこれらの権利の享受についてもたらされた進捗に関する報告を国際連合事務総長を通

³ 文京学院大学非常勤講師、臨床心理士

じて委員会に提出することを約束」(第44条)しており、日本政府は、1998年5月(初回日本政府報告審査)、2004年1月(第2回日本政府報告審査)、2010年5月(第3回日本政府報告審査)、2019年2月(第4・5回日本政府報告審査)を受けた。審査を踏まえて国連「子どもの権利委員会」(以下、国連)は日本政府に対し4回の「総括所見」(第3回まで日本政府は「最終所見」と表記)を出している。

また、同条約は「この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため」(45条)、批准国政府のみならず、批准国のNGOなど専門機関等に報告の提出を要請しており(第45条(a))、過去三回の審査時はもちろん、第4・5回の審査に向けた専門機関等からの報告書(代替報告書)も提出されている。第3回までの「総括所見」は、以下の通りである。

- ①「成長発達の主要な三つの場である家庭、学校、施設のすべてで競争(管理)と暴力、プライバシーの侵害にさらされ、意見表明を奪われ、その結果、発達が歪められている(Developmental Disorder)」(第一回)
- ②「教育制度の過度に競争的な性格が子どもの肉体的および精神的健康に否定的な影響を及ぼし、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げている」(第二回)
- ③「驚くべき数の子どもが、情緒的・心理的充足感(well-being)を持てずにより、その決定的要因が子どもと親および教師(おとな)との関係の貧困さにある」(第三回)

画期的な第4・5回「総括所見」

過去3回の「総括所見」は、いずれも日本社会に大きなインパクトを与えた。一方で、子どもの権利条約の本質の理解が進んできたかという、必ずしもそうではない。子どもの権利条約を「同条約は戦争や紛争、飢餓や伝統的な因習によって生命・身体が危機にさらされている発展途上国そのためのもの」とする考えも根強い。

しかし、冒頭に述べた同条約の存在理由および制定目的を見れば、同条約が外国人差別や児童労働、戦争や餓死、教育を受ける権利の侵害などの“古典的な権利侵害”的解消だけを目指したものでないことは明らかである。

実は第4・5回「総括所見」は、はじめてこの視点に立った画期的なものとなった。「子どもがおとなと違うこと」を承認し、それを子ども期(時代)と名付け、その特徴が成長発達期(時代)であることを認めたのである。加えて、その子ども期間=成長発達期を危殆にさらしているのは「社会の競争的性質」であることも明言した(「第4・5回 日本国政府報告書に対する総括所見」パラグラフ20、以下パラグラフの数字のみを表記)。

つまり、上述したようないわゆる発展途上国に見られるような“古典的な権利侵害”だけではなく、経済的な先進国である日本では新たな子どもの権利侵害が起きていると述べた。端的に言えばそれは、経済的な先進国であることを維持・発展させるために導入されている競争原理と国家的規制のなかで、日本の子どもたちは支配管理され、成長発達できないでいると指摘したのである。

また「総括所見」は、「主要な懸念領域および勧告」として、今まで市民・NGOを母体とする専門機関が幾度となく改革を求めて訴えながら、勧告にならなかった革新的な内容

が網羅的に取り入れられた。

たとえば、①家庭、代替的養護、刑事施設を含むあらゆる場面での体罰の法律による全面的な禁止（「総括所見」25、26）、②共同親権を目的とした法律の改正、両親の離婚後もいざれの親とも直接的な接触を維持する子どもの権利の恒常的保障、③家事紛争における裁判所の命令の法執行の強化（27）、④司法審査および明確な基準無しに子どもを家族から分離することの禁止（29）、⑤一時保護制度の慣行の廃止（29）、⑥子どもの措置について独立した外部者による定期的な再審査の確保（29）、⑦注意欠陥・多動性障害をともなう行動上の問題の診断および精神刺激薬によるその治療が増加する一方、その社会的決定要因および非医学的携帯の処遇が等閑視されていること（34）、⑧注意欠陥・多動性障害の診断が徹底的に吟味され、薬物は総括手段とし、その副作用の可能性や非医療的な代替的手段について適正な情報提供が行われること（35）などである。

日本社会から子どもが消えた

このように過去に類を見ない「総括所見」が出された背景には、世界的に進む新自由主義体制、すなわち国際競争のなかで勝ち残ることを何よりの目標としている日本社会の問題があろう。教育、保育、家庭、施設など、子どもが生きるすべての場が、子どもが調和のある人格を備えた人間へと成長・発達するために不可欠な「愛情と幸福と理解のある生育環境」（前文）では無くなり、こうした成長・発達の場がなければ生きられない子どもという存在が日本社会から消えてしまったのだ。

2018年8月に平成国際大学で行われた教員免許更新講習「子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約」の参加者大半も「家庭（親）や教育現場が子どもの成長・発達を支えるものになっていない」として、①子どもの気持ちより親の都合・気持ちを優先させる親、②“親心”から望むレールに乗せたい親（教育熱心な親）、④結婚と離婚を繰り返したり、親自身が不安定で子どもの成長発達を担えない家庭、⑤教育者として「勉強を教える」と「子どもの成長発達を支える」ことの両立の難しさなどが話題となった。

個人情報にあたるので具体的なエピソードはあまり示せないが、たとえば子どもの方が親を気遣って欲求を表現しなくなっていたり、親に応答してもらうことをすでに諦めておりしているケースがあった。また、教師の立場としては授業中に立ち歩くなどして授業妨害をする「発達障害の可能性がある」子どものケアをしたいと思いつつも、他の子どもの学習が邪魔されることで授業が進まなかったり、保護者から苦情が出ることなどの対応の難しさなどが語られた。

子どもは、自らの欲求をそのまままで受容し、応答してもらうことで「自分は愛されている」「自分は大切な存在だ」と感じ、「守られている」という安心感・安全感を得る。こうした「身近なおとなとの受容的な応答関係」こそが、子どもの成長・発達および人格形成には不可欠である。その事実を、以下に心理学的見地から示したい。

子どもの権利を理解するための心理学的知見

無力なまま生まられてくる子どもは、だれかに世話をされなければ生き延びることができな

い。そのため人間は、「他者とつながる」能力を持って生まれてくる。この能力の起源は、乳児が養育者（多くの場合は母親）との間に発達させる情緒的な絆「アタッチメント（愛着）」と呼ばれるものである。1950年代にイギリスの児童精神科医 Bowlby が戦争孤児の研究や動物行動学の研究から、発見し、提唱した。Bowlby (2004) は、第二次世界大戦による戦争孤児の調査報告書の中で、養育者を失った子どもの精神・身体の発達に遅れが生じることを報告し、乳幼児と養育者（多くの場合は母親）との基本的な関係性であるアタッチメントを基盤として子どもの全人的な発達が遂げられるとした。

今、このアタッチメント理論（愛着理論）が、臨床心理の世界で再び注目を浴びている。不適切な養育（虐待）を受けた子どものトラウマ治療や虐待の世代間連鎖などの研究が進み、科学や大脳生理学が発展し、健全なアタッチメントを築ける養育者とのかかわり、すなわち、子どもが安心して欲求を出すことができ、それに応答してくれるおとなとの継続的な関係性（受容的な応答関係）が、健全なパーソナリティ形成（心の発達）に不可欠であることが分かつてきただのである（岡田 2016）。

子どもは、恐い思いをしたり、疲れたり、病気になつたりしたとき、特定の養育者に近接することで、その恐怖を鎮めようとする（アタッチメント行動）。こうした子どもの行動——泣く、笑う、甘えるなど——によって、養育者側には「子どもの不安を緩和してあげたい」という感情が芽生え、慰めるための行動が喚起される。両者の間に、こうした相互作用が繰り返されることで、アタッチメントが形成され、養育者は子どもの安全基地となり、子どものアタッチメント行動はさらに強化されていく。心理学的に「愛する」関係（子どもから見たら「愛される」関係）とは、子どもが「ねえ、ねえ」と言って養育者に呼びかける本能に対して養育者が顔を向け、欲求（ニーズ）をくみ取り、問題（不安）を解消し、子どもに安心感を与える応答なのである。こうした関係性によって子どもは、外界からの刺激による恐怖を収める感覚（常道コントロール）を学び、「自分は大切な存在である（自己肯定感）」という感覚を手に入れる。「自分は守られている」という安全感を獲得し、「世の中は自分を受け入れてくれている」という基本的信頼感を育て、「求めれば他者は助けてくれる」という対人関係パターンを学ぶ。自分の恐怖に共感し、手を差し伸べてもらった経験から、やがて他者の痛みに共感し、他者とつながり、他者を助ける人へと成長する。「戻ることができる安全な場所がある」（安全基地）という確信が、外の世界を探索する勇気や新しい物事にチャレンジすること、自律的に自分らしい人生を歩むこと可能にする（木附 2008）。

このようにアタッチメントおよびアタッチメント行動は、たんに生存に関わる潜在的危機を回避し、生存の可能性を高めるだけでなく、人間をつねに安定した情動状態に置き、外界への探索活動や学習活動を促進し、持続的で円滑な対人関係を築くために不可欠なものだ。

Siegel (2000) は、アタッチメントとは①養育者（愛着対象）への接近を求める力であり、②安心感を持つ力（苦しいときや困ったときにその苦しみを緩和する力）であり、③心の中に安全基地のモデルを発展させる力（養育者と同一化し、養育者と離れていてもいつでも一緒にいて守られている感覚を持つ力）であると述べ、遠藤（2005）は、親子関係だけでなく、成人期における横の関係（友人・恋愛関係など）においても成り立つもので、生涯にわたってその人の適応に寄与し得るものであるという。

受容的な応答関係を保障されない子ども

今、日本の子どもの多くが受容的な応答関係を保障してもらえない、孤独のなかであえいでいる。

たとえば第3回「最終所見」に大きな影響を与えた国連児童基金（ユニセフ）によって行われた経済協力開発機構（OECD）加盟国15歳を対象とした『先進国における子どもの幸せ』（2007年）調査である。この調査では、24ヶ国中、日本は「孤独だと感じる」率がトップであり、ほぼ3人に1人が孤独感を抱えているとの調査結果が出ている。

国内でも空虚感や寂しさに端を発するネット依存の子どもの増加も指摘されている。とくに依存度が高いのは高校生で、厚生労働省の研究調査に基づく2013年の推計では約52万人の高校生が当てはまるときれい、都立の全日制および定時制の高等学校154校を対象に総務省の情報通信政策研究所が行った2014年の調査では約6割がネット依存傾向を示している。

また、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが20歳以上の男女約2万人を対象に行った調査（17年）では、子育て中の親の約7割は体罰の経験があり、おとな6割が“しつけ”的めとして子どもへの体罰を容認している（『朝日新聞』2018年2月16日）。さらに厚生労働省によると、04年1月～16年3月に虐待死した計653人のうち、81人（12%）の主な虐待理由は「しつけのつもり」で、理由が明らかなケースで2番目に多く、3歳以上では27人（28%）が死亡し理由として最も多かったという（『朝日新聞』18年6月27日）。

子どもの権利条約に基づく第4・5回日本政府報告審査時に国連でプレゼンテーションを行った「国連で意見表明をする会」の子どもたち8人の「子ども報告書」からも紹介したい。

8人のうち4人は、東日本大震災時に福島で暮らしていた。そのうち3人が東日本大震災が自分たちにもたらしたもの、奪ったもの、震災を通して明らかになったおとな（日本社会）のおかしさなどについて、具体的には、①日本社会では放射線や事故後についてきちんととした情報提供や対応がされず、事実が隠されていること、②それが原発いじめや自主避難にもつながっていること、③震災や復興に関する話がタブーになっており、原発で避難してきた人と元の住人間に軋轢が生じていることなどを報告している。

社会（おとな）にとって都合の悪いもの（こと）、異質なものは隠したり、排除しようという姿勢は、あらゆる場面に見られる。『子ども報告書』には、④学校でおかしいと思うことを「おかしい」と言うなど意見すると「発達障害」と言われ、特別支援学級に行くよう進められたという話がある。また、⑤子どもの意思に反して子どもを母（親権者）のもとから父のところへ逃げ込んだ男の子は、「裁判所の判断に従わず、親権者でない親と暮らしている」と行政サービスが受けられず、「いつ母に連れ戻されるか」という恐怖を体験した。子どもはおとな社会を映す鏡である。⑥ミャンマーからの難民二世の女の子は、「アジア人である」ことでからかわれ、一時は日本名で過ごしたこともあったと報告している。

この難民二世の女の子は、「他と違ってもいいという当たり前のこと日本の教育の中で一度も聞いたことはありません。親によって愛され自己を肯定できる人間になることが、他の人をも肯定できる人になる」と記しているが、自己肯定感の大切さ、親の無条件の愛

の重要性については、⑦小さな頃から父親の暴力にさらされ、父親の顔色をうかがってきた体験を書いてくれた女の子も、愛される権利、呼びかけ向き合ってもらう権利の大切さを指摘した。

さらに本来、だれよりも子どもの権利を守るべき行政機関が親子関係を破壊・分断したとの報告もあった。虐待の疑いで児童相談所に一時保護された女の子は、⑧児相で刑務所の囚人のような扱いを受けたことや、職員が嘘までついて母親に会わせないようにしていたことなどを赤裸々につづった。

子どもたちの話は、いずれも今の日本社会で、受容的な応答関係が持てずにいるという叫びである。

何が受容的な応答関係を破壊しているのか

いったい何が、子どもたちの成長発達の土台となる「愛し、愛される」関係、すなわち受容的な応答関係を壊しているのか。子どもの権利条約日本（2017）は、第4・5回日本政府審査に向けた代替報告書で、日本の子どもの人権侵害をこう述べている。

「新たな子どもの人権侵害の特徴は、日本の国家目標である『経済最優先主義』、とくに『国際的な経済的・政治的競争力の回復』を達成するために導入された一連の『新自由主義的子ども施策』によってもたらされているという点にある。端的に言うと、子どもの権利条約の前文が条約のもっとも本質的なものとして要請している、①子どもの固有の尊厳、②待ち人ではなくて今を幸せに生きる権利、および③人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、幸福、愛情および理解のある雰囲気（以下『受容的・応答的な人間関係』）の中で成長する権利が、新自由主義体制下の国策によって完全に奪われてしまっている。受容的・応答的な人間関係の中で豊かな子ども期を過ごすことに代えて、経済的格差による子どもの貧困の増大、競争主義に基づく早期選別、一日も早い自立要請、勝ち組に残るためのプレッシャー等の中で、日本の子どもたちは、人格形成に不可欠な『自己肯定感』や『共感能力』を培われないまま子ども期を過ごすことを強いられている。その結果、日本の子どもが総体として一人ひとりの尊厳・幸せ・成長発達を著しく損なわれ、潰されているということである。」

たとえば子どもが育つ拠点である家庭環境は悪化の一途をたどっている。総務庁「社会生活基本調査」によれば、6歳未満児のいる世帯の家事・育児関連時間は夫1時間7分（うち育児時間は39分）。一方、妻は7時間41分（うち育児時間は3時間22分）となっており、女性の負担は大きいままだが90年代後半から非正規雇用者の増加が続き（全労働者の約4割）、困窮する家庭が増え働く女性が増えた。非正規雇用のなかでも嘱託社員や契約社員ではなくパートアルバイトの労働者が増えており、2016年末の大企業の内部留保は過去最高の375兆円に達したが（10年前から135兆円増加）、16年末の労働分配率は43%台と過去最低水準となっている。これらの状況を合わせて考えると、長時間労働や無理な働き方、パートなどで家計を支えている女性（母親）の姿が浮かび上がる。

2017年度「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、日本の子どもの相対的貧困率は12年ぶりに改善したそうだが、実際には経済的困窮が目立つ1人親世帯の相対的貧困率は1991年のバブル絶頂期から2015年までの間、ほぼ同水準だ。1人親世帯の母子世帯

の年間収入は 2~3 万円程度上昇しているが、それでも母子世帯の平均年収は労働者平均 415 万円のほぼ半分、223 万円程度である。ひとり親世帯の労働時間が長くなっていることを考えると、長時間労働によってかろうじて収入を増やしている可能性が高い。これではとても子どもと向き合う余裕などない。

長時間労働、経済的不安などでストレスを抱えた親が子どもに当たることは想像に難くない。それが児童相談所の虐待相談対応件数を押し上げ、2016 年度は 12 万件（厚生労働省発表、速報値）を超えた。26 年連続の増加で、この 10 年間でおよそ 3 倍になった。また、家計への公的負担が少ない格差社会を子どもが生き延びられるよう、“親心”から早期教育に余念が無かったり、子どもの将来に備えて「社会に適応した能力を持つ子ども」に“しつけ”ようとする親も多く、子どもの思いや願いを受け止めるどころか、親の期待や要求を子どもに押しつけるような関わりも目立つ。

親の長時間労働や早期教育を望む親に応えるため、おとのの都合優先の保育も増えた。10 時間を超える保育、病児保育も当たり前になっているが、保育士の配置は 0 歳児で子ども 3 人に対して保育士 1 人。これではとても子どもの欲求を受け止め、対応することはできない。第三回「最終所見」の「子どもの権利と財界」（パラグラフ 47）では、子どもに悪影響を及ぼす企業活動を規制する規則の制定等が示されているが、昨今では早期英語教育や発達にそぐわない体操教室などを開き、子どもの“しつけ”に熱心な親の賛同を得ている（子どもの権利条約日本 2017）。

「愛される権利」とは何か

冒頭でも述べたように、子どもの権利条約は「子どもの尊厳と成長と発達を保障するため」に存在する。それを実現するために同条約の前文は、子どもに「幸福、愛情および理解のある環境」の保障、すなわち「子どもは愛される権利」を有していることを宣言している。しかし、「愛される権利」を持っているといっても、それはきわめて抽象的であり、ただ単に「子どもは愛される地位にある（=幸福、愛情および理解のある環境を保障される地位にある）」という思想を表明しているにすぎない。これまで子どもがそのような存在であるということは教育学や心理学においても、自明のこととして承認されてきた。しかし親や教員、国は、詳述したように、「これがあなたのため」と言って、あるいは国や社会やおとな側の論理で、子どもを支配・管理し、その尊厳と成長・発達を守れずにいる。これでは「愛される権利」とは、子どもを押さえ込むためのおとの正当性を根拠付ける「権限」に過ぎず、逆に子どもにとって有害もしくは絵に描いた餅でしかない。

その裏には「子どもは未熟な存在であるから、『愛される権利』の具体的な内容を自ら決定することはできない。だから理性的な存在と見なされている国や保障者の地位にある親や教員が子どもに代わって、子どものためにそれを決定し、子どもの『愛される地位ないしは権利』を保障してあげるのだ」というおとな側の考え方がある。このような権利を「利益説的権利」と言う（福田 2004）。憲法にも保障されている「学習権」（13 条、26 条）も同じだ。実際には、子どもが学習権の具体的な内容を決定することなどはできない。もし、子どもが「こんな授業は受けたくない」などと言えば、「問題ある子ども」「協調性のない子ども」として、発達障害のレッテルを貼られてしまうことも多々ある（国連で意

見表明をする会 2017)。今の日本における「学習権」は、今の教育に黙って従うことでのない。同条約 29 条の教育の目的に向かって自己の成長・発達を実現する権利としての主体的な「学習権」とはほど遠いものである。

12 条「意見表明権」の重要性

子どもの権利条約前文の「子どもの愛される地位ないしは権利（＝幸福、愛情および理解のある環境を保障される地位ないしは権利）」も講学上形式的にはこのような「利益説的権利」に属する。しかし、子どもの権利条約の画期的な歴史的意義は、子どもの「愛される権利」を単に利益説的権利として宣言するだけではなしに、同条約 12 条「意見表明権」を通して、「愛される権利」の具体的な内容を特定し、子ども自身が「愛される権利ないしは地位」を自らの力で実現できる権利として保障しているところにある。しかもその内容は先述した成長発達のための心理学的知見をそのまま認めるものとなっている。以下に説明しよう。

これまで 12 条「意見表明権」は、子ども未熟論を克服して権利行使の主体性を保障するために、条約 13 条「表現の自由」などとともに市民的自由の系譜に属すると理解されてきた。従って、子どもの表明した意見の内容それ自体を尊重すること（限りなく自己決定権に近づく）や、子どもが社会に参加する権利を保障したものと理解されてた。しかし、それではまだ未熟な子どもに対し「自分で決めたのだから、自分で責任をとりなさい」という、早期の自立を促し自己責任を問うという残酷なものとなるし、新生児には行使できない。

このような観点から 12 条「意見表明権」をもう一度見直してみれば、その「意見（views）」が、新生児でも表明できる欲求やアタッチメント行動や非言語的な態度や行動をも含むことは明かである。すでに国連は 2005 年に「乳幼児期（出生から 8 歳まで）における子どもの権利」に関する一般見解を出した。「子どもの成長発達には、子どもが外界に働きかけていく力（主体性）を尊重し、実現してくれる親および専門家（保育士や教師など）との人間関係（受容的な応答関係）が不可欠であること」を確認し、それを実現するための具体的な権利として、子どもの権利条約第 12 条の「意見表明権」を「子どもがありのままの意見・欲求を身近なおとなに表明し、それに適切に応答してもらう権利」と解釈している（国連「子どもの権利委員会」一般的注釈第 7 号』14、16）。

同条約は、4 つの子どもの基本的権利を実現するために存在しており、個々の条文はすべて基本的権利を実現するためのものと解釈されるのが適当である。そうであれば、12 条「意見表明権」も、かつて通説であったような「子どもに（主として社会的に）意見を言わせ、その内容を尊重することで子どもの主体性を保障する」ものでないことは明らかである。子どもの成長・発達の心理学的知見および上記の一般的注釈 7 号をあわせて考えるとき、12 条「意見表明権」は、子どもが自らの尊厳と成長・発達を実現するために不可欠な「受容的な応答関係」を身近なおとなとの間につくる権利であることは疑いの余地がない。同条約 13 条「表現の自由」とは違う。

子どもたちが孤独のなかで苦しんでいる今こそ、12 条「意見表明権」の意義を再確認する必要がある。子ども自らがこの 12 条「意見表明権」を行使し、自身の成長・発達に不可

欠な受容的な応答関係を身近なおとなとの間に築くことで、①孤独と絶望に代えてその存在をありのままで抱えてもらい、自らの人間としての尊厳と主体性を確保し、②支配と服従と放任に代えて、将来の待ち人としてではなく今を幸せに生き、③自己肯定感と共感能力をもらって、自律的で道徳的な人間へと発達することができるのである。

【引用・参考文献】

- ・『朝日新聞』2018年2月16日
- ・『朝日新聞』2018年6月27日
- ・岡田尊司『生きるのが面倒くさい人 回避性パーソナリティ障害』pp124（朝日新聞出版 2016）
- ・木附千晶「教師と子どもの関係の変容——心理カウンセラーの視点から——」讃岐浩・世取山洋介編『新自由教育改革 その理論/実態と対抗軸』pp128-143（大月書店 2008）
- ・木附千晶・福田雅章『子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約ハンドブック』（自由国民社 2016）
- ・国連「子どもの権利委員会」『一般的注釈第7号』14、16（2005）
- ・国連「子どもの権利委員会」『第4・5回 日本政府報告書に対する総括所見』
- ・国連で意見表明をする会『子ども報告書』（CRC日本 2017）
- ・子どもの権利条約日本『子どもの権利条約に関する第4・5回日本政府報告国連審査に対するCRC日本報告書 意見表明権の新しい提言 新自由主義体制の中で自分しさと他人（ひと）への思いを奪われる子どもたち』（CRC日本 2017）
- ・Sigel, D "Toward an Interpersonal Neurobiology of the Developing Mind: Attachment Relationships, Mind sight, and Neural Integration", Osofsky, J. D. & Schore, N.(Eds.) Infant Mental Health Journal (John Wiley & Sons, inc. 2000)
- ・CRC日本 2019『国連での子どもたちのスピーチ 国連子どもの権利委員会の心を動かし意義ある勧告を引き出したCRC日本子どもの報告団の意見表明』 CRC日本
- ・福田雅章『国連「子どもの権利委員会」からの「勧告」を読み解く（一）——子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会の実践を踏まえて——』（一橋大学研究年報 法学研究 32 1999）
- ・福田雅章『人間回復の理論と現実 原発事故から4年目のふくしま』（NPO法人シャローム 2014）
- ・福田雅章 2019『「子どもの権利」に関する第4・5回の勧告 勧告全文と解説』（子どもの権利条約（CRC）日本）
- ・Bowlby, J. (二木武監訳)『母と子のアタッチメント 心の安全基地』(第2版) (医歯薬出版 2004)
- ・遠藤利彦『アタッチメント理論の基本的枠組み アタッチメント 生涯にわたる縛』pp8-32 (ミネルヴァ書房 2005)